

添付法令資料 2 :

韓国建築サービス産業振興法 (目次)

2018 年 12 月 18 日法律第 15994 号により一部改正 2019 年 12 月 19 日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条ないし第 6 条)
- 第 2 章 建築サービス産業基盤造成 (第 7 条ないし第 12 条)
- 第 3 章 建築サービス産業の活性化 (第 13 条ないし第 20 条)
- 第 4 章 建築物の品格向上を通じた建築サービス産業の振興 (第 21 条ないし第 24 条の 2)
- 第 5 章 建築振興院及び特別会計 (第 25 条ないし第 31 条)
- 第 6 章 補則 (第 32 条ないし第 35 条)
- 第 7 章 罰則 (第 36 条及び第 37 条)
- 附則